

**令和2年6月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和2年6月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和2年 6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年6月19日（金） 午前9時30分～午前10時55分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義  | 13. 村山 英臣 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  | 16. 宮岡 里美 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

副主任 山根 大雅

## その他の出席者

農林水産課 主査 栗岡 宏樹

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 農地利用の意向に関するアンケート調査について
3. その他

### 報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 農地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第38号 非農地証明願について

議案第39号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。総会の開会に先立ちまして、本日配付しております資料の確認をいたします。まず、①総会の次第（裏面に前回の定例農家相談会の開催状況と次回の日程）、②農地利用の意向に関するアンケート調査（調査結果状況表）、③平成31年（令和元年）分丸亀市賃借料情報、④「農政情報」です。それでは、恒例の活動記録簿をお出しく下さい。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から、6月総会を開催いたします。会長、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 昨日から、たくさん雨が降りまして、ほとんどの田んぼが満水状態でした。いま、田植えの最盛期であります。お忙しい中、総会に出席いただきまして、ありがとうございます。丸亀市に産業振興推進会議という会議があります。農業から製造業、観光などを推進するための会議です。農業の分野には、充て職で私も委員になっています。会長は京都大学名誉教授の岡田知弘先生です。会議がある際には京都からおいでになっているそうです。先日、日本農業新聞の「コロナと戦う」という連載記事に岡田先生が掲載されていました。その中の一部を紹介します。コロナウイルスの世界的な流行で貿易も停滞しています。これからは、行き過ぎた経済至上主義、グローバル化の教訓を具体的に考えなくてはならない。さらに、本当に大切なのは食料やエネルギー供給を担う農業や農村、医療や介護など命に関わる仕事である。今後は、東京一極集中ではなく、田園回帰を広げていく社会的な必要性があると書かれていました。新型コロナウイルスによって、いちばん大切な食料を外国に過度に依存する危険性、また、農業の大切さが各方面で再認識されていると思っています。今後、農業の大切さを国民全体にPRしていくのも、私たちの役目だと思います。それでは、議事に移ります。本日の出席議員は16人全員ですので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、2番の宮武副会長と3番の尾野委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。農政に関する議題です。議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「農地利用の意向に関するアンケートについて」、議題3「その他」となっております。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、農林水産課から説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 農林水産課の栗岡です。令和2年6月1日締切分の「丸亀市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更」について報告いたします。それでは、お手元の変更等理由書（総括表）をご

覧ください。1枚目が変更等理由書、2枚目以降が位置図です。

番号6の1、土器町西一丁目・・・479㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号6の2、川西町南・・・315㎡のうち200㎡、併せ利用地として127㎡、合計327㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号6の3、郡家町・・・1,199㎡のうち420㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号6の4、垂水町・・・1,773㎡のうち451㎡、併せ利用地として48㎡、合計499㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号6の5、垂水町・・・847㎡のうち332㎡、併せ利用地として42㎡、合計374㎡を・・・が分家住宅として利用します。

以上、6月分5件、1,882㎡の申出となっております。地域別の内訳は2ページに表示しています。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものいたします。次に、議題2「農地利用の意向に関するアンケートについて」、事務局よりお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資料「農地利用の意向に関するアンケート調査（地区別回収状況表）」をご覧ください。農地利用の意向に関するアンケート調査につきましては、委員の皆様方大変ご苦労いただき、ありがとうございました。1月にお願いをして、5月末までということをお願いしておりましたので、まだ郵送等で返信がありますが、現在の提出状況として、報告させていただきます。

全体の回収率は、81.7%であり、3,930件のうち、3,212件の回収がありました。各地区の回収状況は、アンケート回収状況表のとおりです。コロナウイルスや各農家の在宅状況、高齢や一人世帯など、地域や家庭状況によっても、アンケート回収の難しさの違いはあると思いますが、委員の皆さんが各農家を回って、話しながら調査をしていただいたことで、農家の現状や問題点についても具体的に聞くことができたと思いますし、反対に農家にとっても、地域の委員の顔が良く分かり、農業委員会の活動内容が分かり、農業や農地の問題が起きても相談ができることで心強くなったと思います。

今回のアンケート結果については、農業会議が集計の様式を考えてくれていますので、その様式ができれば集約し、農林水産課へ引き継ぎます。農林水産課は、その集計を基に、今後の耕作予定年数で地図を色分けするなどして資料を作成します。その資料を基に地域で話し合いを進め、地域の農地を誰が担って、どのように守っていくかの「人・農地プラン」の計画を立てていくことになります。

委員の皆様には、その話し合いに積極的に参加していただき、発言や指導をいただきたいと思います。また、まだ調査書を渡せていない場合は早急な対応と、郵便の返送で頼んだ方に会えたときは返送の確認とをお願いします。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 未回収分ですが、個々にどの農家の調査票が回収できていないか、分かりませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 回収した方については、名簿でチェックしていますので、未回収の方の一覧を印刷することはできます。ただ、事務局では地域ごとをお願いしていますので、どの委員が誰に渡したかという事は把握していません。地域ごとに未回収の一覧を印刷することはできますので、ご要望いただければ準備いたします。

●農業委員（高吉和博君） 緊急事態宣言が出された後は、私は訪問していません。期限はいつまででしょうか。

●事務局長（小西裕幸君） お願いしていた期限は5月末です。その理由は、返信用封筒の期限が5月末だったからです。返信用封筒に切手を貼って使用していただくようになりますので、切手の枚数をおっしゃっていただければ準備します。

●農業委員（高吉和博君） 期限はいつですか。

●会長（松岡繁君） 今回、退任する委員は、退任する前に終わらせてください。それでも、残った場合は、次の委員に引き継いでいただきます。コロナウイルスも落ち着いてきているように見えます。回収率の平均が81.7%ですので、8割を超えるぐらいはがんばってください。地図に落としたときに白地の部分が多くなると、良くないと思います。

●農業委員（高吉和博君） コロナウイルス騒動があったし、今は忙しい時期です。期限を伸ばしてほしいです。

●会長（松岡繁君） 農林水産課へ引き継ぐのは、多少遅れてもかまわないと思います。また、宮武副会長が言った件で、委員が誰に渡したかは把握していませんが、地域ごとの未回収の一覧を印刷できます。体調が悪くなったり、訪問できなかつたりしたら、他の委員がカバーするようにしてください。地区別回収状況表を見ると、回収率が90%を超えているのが、城南、川西、郡家・三条、法軍寺・東小川です。よくがんばっていただいたと思います。特に、法軍寺・東小川は99%と驚異的な回収率です。いま推進委員は出席できていませんが、委員からお話してください。他にありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 基本的には6月末ですか。農林水産課に渡すのが、いつになりますか。

●事務局長（小西裕幸君） 提出いただいたものを、様式に入力して渡すようになります。急ぐところがあれば、そこだけ渡します。

●農業委員（宮武雅毅君） 農林水産課に渡す時期の問題と回収率の問題です。80%あれば十分だということか、90%でも足りないということか。未回収の人には、事務局から連絡して、話してもらうようにしなければいけないと思います。

●事務局長（小西裕幸君） いま、ご意見をいただきましたように、地区ごとに未提出の方の一覧を作成して、来月の総会のときにお渡しします。委員から推進員にも連絡しておいてください。

●会長（松岡繁君） この件については、引き続きご努力してください。議題のその他をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼いたします。それでは「令和3年度農地等の利用の最適化推進に関する改善意見」の県・市提出への意見について、ご説明いたします。毎年、この時期に県の農業会議から改善意見の集約依頼があるものですが、6月初旬に農業委員、推進委員に依頼文書を送付いたしました。本日が提出締切日ということで、たくさんのご意見を提出いただき、ありがとうございます。未提出の方は総会終了後、事務局に提出してください。いただいたご意見は、事務局で項目ごとに整理をし、まず県に対する意見については、役員会に諮り、来月7月の定例総会で審議・決定し、県農業会議へ提出いたします。県農業会議では、各市町から提出された意見等を8月の常設審議委員会で検討し、9月下旬に県知事宛に提出する予定となっております。また、市に対する意見については、9月の定例総会で最終決定し、市長等へ提出、要請いたします。これまで同様、いただいたご意見がすべて改善に結びつくというわけにはいきませんが、来年度の予算編成が本格化する前にしっかりと提案してまいりたいと考えております。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） はい、それでは、未提出の方は、提出してください。それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」を報告してください。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は5月27日水曜日、大林伸嘉委員で、市役所本庁開催分は6月5日金曜日、尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は6月10日水曜日、松岡会長で、それぞれ午前9時から正午まで行いました。綾歌市民総合センター開催時に1件の相談がありました。内容は、水路を整備してほしいとの相談でした。上流・下流ともに水路が改修されているのに、その方の田に係る部分は整備されていないそうです。内容的に、土地改良区が関係するので、綾歌土地改良区の担当者に市の土地改良事業の条件について説明していただきました。

次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は6月29日月曜日、大林孝行委員で、市役所本庁開催分は7月6日月曜日、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は7月10日金曜日、平池委員の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっております。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 賃借料の報告をいたします。お手元の資料、平成31年（令和元年）分丸亀市賃借料情報をご覧ください。昨年は1月の総会で報告しておりましたが、報告が遅くなり、申し訳ありません。賃借料につきましては、農地法が平成21年に改正され、それまでの標準小作料制度というのが廃止されました。そこで、農地の貸借は原則として自由契約になっております。いままでの標準小作料の制度に変わり、賃借料の目安として、その状況を毎年、地区別に集計してホームページ等で公表することになっております。今回、この平成31年（令和元年）分のデータをホームページにアップする予定です。なお、最終行にもありますように近年は8割強が無料、つまり使用貸借になっています。よって賃貸借につきましてはサンプル数が少なくなります。そのために毎年の金額の変動は大きくなっています。農家から問い合わせがありました場合には、これはあくまで参考ですということで、市のホームページの農業委員会のところに掲載していますということをお知らせしていただければと思います。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようです。以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農地に関する議題としまして、

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第38号 非農地証明願について

議案第39号 許可後の事業計画変更申請について

また、報告といたしまして、

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてであります。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（大西良明君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明します。位置図と一緒に、ご審議、よろしくお願ひいたします。議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、新田町・・・合計面積83.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜、花を作付けする計画が提出されています。

2番、飯野町東二・・・合計面積1,543.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田東・・・面積2,093.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田東・・・面積556.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町岡田西・・・合計面積1,365.72㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、ソバを作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町富熊・・・面積1,312.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上6件、申請がありました案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供

される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、採決をいたします。議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から6番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、議案第33号「農地法第3条許可申請」6件は、原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは2ページをお開きください。

議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。なお、議案第34号の2番は申請人死亡のため、取下げとなっています。したがって、案件は5件です。

1番、今津町・・・面積982.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟、貸住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、公益的施設が高度に整備されている地域として、第3種農地に区分されます。

2番、取下げです。

3番、三条町・・・合計面積698.34㎡【議案読み上げ】

申請地は、平成7年頃、農地を造成し、住宅を建築して隣接する宅地と一体利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き住宅として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、飯野町東分・・・合計面積230.84㎡【議案読み上げ】

この案件は、併用する宅地に住宅を建築するにあたって、申請地に進入路の造成整備を図るものです。申

請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分され、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

5番、飯野町西分・・・合計面積 585.74 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

申請地は、平成29年頃、農地を造成し、車庫1棟を建築して隣接する宅地と一体利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き車庫として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯山町東坂元・・・合計面積 1,901.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に太陽光発電パネル7基の建築整備を図るものですが、申請地の一部は平成元年頃に農地を造成し、進入路として利用し現在に至っており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。太陽光パネルを設置する予定の申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上5件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは採決をいたします。議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」2番の取下げを除く整理番号1番から6番の各案件につきましては、許可相当とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようでありますので、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」5件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

次に議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局よ

り議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは5ページをお開きください。

議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は29件です。

1番、金倉町・・・合計面積394.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、山北町・・・面積161.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、柞原町・・・面積1,887.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅9棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、川西町北・・・面積358.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、借人の事業拡張のため、平成31年頃から令和元年にかけて農地を造成し、資材置場として利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き資材置場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

5番、川西町北・・・合計面積1,599.88㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、郡家町・・・合計面積4,053.16㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅13棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

7番、郡家町・・・合計面積 13,388.65 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、自動車整備工場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、三条町・・・合計面積 698.34 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請地は、平成18年ごろから農地を造成し家庭菜園として隣接する住宅用地と一体利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

9番、飯野町東二・・・合計面積 755.05 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車輛及び資材置場の造成整備を図るものですが、申請地の一部は、平成18年頃に農地を造成し、資材置場として利用し現在に至っており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き資材置場等として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯野町東分・・・430.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、飯野町東分・・・合計面積 2,900.72 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅12棟の造成整備を図るものです。申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、飯野町西分・・・合計面積 498.68 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 3番、垂水町・・・合計面積 867.30 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、資材置場の造成整備を図るものですが、申請地の一部において、平成26年頃から農地を造成して資材置場として利用し現在に至っておりますが、今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き資材置場として利用するものです。申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 4番、垂水町・・・面積 291.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5番、垂水町・・・合計面積 1,954.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場等の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 6番、垂水町・・・合計面積 1,954.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場等の造成整備を図るものです。15番の隣接地となります。申請地は農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 7番、塩屋町一丁目・・・合計面積 1,709.34 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域で、第3種農地に区分されます。

1 8番、塩屋町三丁目・・・面積 288.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準工業地域で第3種農地に区分されます。

11ページをお開きください。

1 9番、土器町西一丁目・・・合計面積 2,205.95 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、ガソリンスタンド施設の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるもの

と考えます。

20番、綾歌町岡田上・・・合計面積 566.38 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

21番、綾歌町岡田上・・・合計面積 841.88 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、美容院店舗の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12ページをお開きください。

22番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 2,403.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅8棟、車庫3棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

23番、綾歌町富熊・・・合計面積 2,567.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

24番、綾歌町富熊・・・合計面積 2,534.18 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

25番、綾歌町富熊・・・合計面積 1,500.31 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14ページをお開きください。

26番、綾歌町富熊・・・面積 1,289.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル4基の建築整備を図るものです。申請地は、農用

地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地選定理由により転用できるものと考えます。

27番、この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

28番、飯山町真時・・・合計面積2,264.01㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

29番、飯山町東坂元・・・合計面積4,234.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅15棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上29件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

●農業委員（村山英臣君） 21番ですが、併せ利用地はどこになりますか。また、所有者はだれですか。

●事務局長（小西裕幸君） 併せ利用地は・・・番です。所有者は・・・です。

●会長（松岡繁君） それでは採決をいたします。議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から29番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」29件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは16ページをお開きください。

議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第36号は、16ページから34ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画と配分計画です。申請件数が35件、筆数が101筆、面積が121,584.00㎡です。「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の条件を満たしているものであり、問題はないものと考えております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」35件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第37号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 35ページをお開きください。

議案第37号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取地について」は現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。このため、議案第36号の農用地利用配分計画のように、貸付人から農地機構を通して借受人までを一括した議案とならないので、別議案とさせていただきました。議案第37号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、35ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第37号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨回答いたします。

次に、議案第38号「非農地証明願について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 36ページをお開きください。

議案第38号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、土器町西一丁目・・・面積627.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

以上1件、「丸亀市非農地農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第38号「非農地証明願について」1件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

次に、議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 37ページをお開きください。

議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、飯山町真時・・・面積4,237.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年5月26日、分譲住宅14棟、倉庫1棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、14区画の内、1区画について、まだ住宅の建築が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成29年5月26日から令和2年5月25日までを、令和4年5月25日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」1件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」を一括して時局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） 38ページをお開きください。

報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は1件です。

1番、飯山町真時・・・合計面積2,891.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年4月22日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望がありましたので、地域の農業委員に連絡しています。

続いて、39ページをお開きください。報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認に

ついて」です。報告は3件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,396.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、売買のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積1,137.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

3番、飯山町真時・・・面積1,636.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

以上、報告第13号から第14号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、報告第13号から第14号の報告事項を終わります。以上で6月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れ様でした。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農地転用等の締切日が7月3日金曜日になりますので、7月7日火曜日に現地調査を行います。関係委員には6日に連絡いたしますので、予定を開けておいてください。次に7月17日金曜日は、現在の委員の最終の総会となります。時間は午前9時30分から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。なお、お手数ですが、現在貸し出していますゼンリン住宅地図については、次の方に貸し出すようになりますので、継続される方はかまいませんが、退任される方は、次回の総会時にご持参ください。また、農業委員会の帽子、腕章、ゼッケン、名札等についても回収いたしますので、ご持参ください。よろしく願いいたします。連絡は以上です。お疲れ様でした。

（午前10時55分終了）